

役員等報酬規程

社会福祉法人 柊の郷

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人柗の郷（以下、「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員 …理事及び監事をいう。
- ② 常勤の理事 …理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員 …役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- ④ 評議員 …評議員選任・解任委員会で選任された評議員をいう。
- ⑤ 報酬等 …報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑥ 費用 …職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費）等の実費弁償金及び日当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤役員及び評議員に対して報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対して支給する報酬等は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において支給する

- ① 報酬 …下記【表1（常勤の理事の報酬）】に定める額
- ② 賞与 …支給しない。
- ③ 退職慰労金 …下記【表2（常勤の理事の退職金）】に基づき算定した額

【表1（常勤の理事の報酬）】

役職名	報酬の額
理事長	月額290万円
業務執行理事	無報酬
その他理事	無報酬

【表2（常勤の理事の退職慰労金）】

役職名	算定式
理事長	退任時における月額報酬×在任月数÷3
業務執行理事	無報酬
その他理事	無報酬

※在任月数は、役員に就任した日から起算し、退職又は退任の日までとする。理事長が死亡した場合の退職慰労金の計算にあたっては、除する数を4とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- ① 報酬 …毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程の規定に準じて支給する。）
- ② 賞与 …支給しない。
- ③ 退職慰労金 …退任後2か月以内に支給する。但し、本人の同意を得れば、分割払いとすることができる。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

4 常勤の理事が死亡した場合の退職慰労金は、被相続人に対して支給する。

（費用）

第6条 非常勤役員及び評議員が理事会・評議員会等へ出席した場合には、下記

【表3（理事会・評議員会等への出席に関する費用額）】に基づき費用を支給する。

【表第3（理事会・評議員会等出席に関する費用支給額）】

支給基準	支給金額
100km以上の移動を要する場合	実費弁償金…5万円 日 当…5万円
100km未満の移動を要する場合	実費弁償金…1万円 日 当…5万円

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- ① 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- ② 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

第1条 本規程は、平成27年12月1日から施行する。

附則（平成29年6月24日改正）

第1条 本規程は、平成29年6月24日から施行する。

附則（令和元年12月1日改正）

第1条 本規定は、令和元年12月1日から施行する。

附則（令和5年12月1日改正）

第1条 本規定は、令和5年12月1日から施行する。

附則（令和6年12月1日改正）

第1条 本規定は、令和6年12月1日から施行する。